

奈良市公告第116号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

令和6年5月1日

奈良市長 仲川元庸

1. 入札に付する事項

- (1) 業務名 奈良市保健所・教育総合センター清掃業務委託
- (2) 業務場所 奈良市三条本町13番1号 奈良市保健所・教育総合センター
- (3) 業務期間 令和6年7月1日から令和9年6月30日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
- (4) 業務概要 奈良市保健所・教育総合センター清掃業務委託 一式

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和5・6年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格者で公告日において、入札参加希望種目の第1希望がR1（清掃業）で登録されている者のうち、次に掲げるすべての事項に該当することとします。

- (1) 奈良市内に本店又は、支店・営業所を有すること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）第12条の2に規定する建築物環境衛生総合管理業または建築物清掃業の奈良県知事登録を受けていること。
- (8) 奈良市が指定する「一般廃棄物収集運搬業」の許可業者、もしくは許可業者との契約により、奈良市のゴミ処理場に一般廃棄物の収集運搬業務を行える者であること。
- (9) プライバシーマーク「JIS Q 15001」またはI SMS「ISO/IEC27001（JIS Q 27001）」を取得していること。
- (10) 次の①から③に該当する施設において、日常清掃業務を含む清掃業務の元請としてそれぞれ12ヵ月以上の履行実績を有していること。

- ①直近5年間（平成31年4月1日以降の期間。）に履行した、建築物衛生法に規定する特定建築物で、延床面積12,000㎡以上の施設。
- ②直近5年間（平成31年4月1日以降の期間。）に履行した、建築物衛生法に規定する特定建築物で、延床面積7,000㎡以上の奈良県内の施設。
- ③直近5年間（平成31年4月1日以降の期間。）に履行した、保健所または保健センターを含む奈良県内の施設。ただし、①または②の施設が保健所または保健センターを含む施設の場合は不要とします。

3. 仕様書等を示す日時及び場所

(1) 日時

令和6年5月2日から令和6年6月5日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務課保健所・教育総合センター管理室（7階）

住所 奈良市三条本町13番1号

電話 0742-34-2303

（奈良市ホームページにも公表しています。）

4. 仕様書等に関する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面により提出してください。

ア 提出日時 令和6年5月15日午前9時から午後5時まで

（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所 奈良市総務課保健所・教育総合センター管理室

ウ 持参により提出してください。郵送及び電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けません。

(2) (1) の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。

ア 令和6年5月20日午前9時から午後5時まで

（正午から午後1時までを除きます。）

イ 場所 (1) イに同じ（奈良市ホームページにも公表します。）

5. 入札の場所及び日時

奈良市役所 入札室（奈良市二条大路南一丁目1番1号）

令和6年6月6日 午後1時30分

6. 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7. 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 一般競争入札参加申請書

イ 「建築物衛生法」に規定する「建築物環境衛生総合管理業」または「建築物清掃業」の奈良県知事登録を受けていることを確認できる登録証明書の写し

ウ 奈良市が指定する「一般廃棄物収集運搬業」の許可書または許可業者との契約書の写し

エ プライバシーマーク「JIS Q 15001」登録証またはI SMS「ISO/IEC27001 (JIS Q 27001)」登録証の写し

オ 業務実績調書及び契約実績を確認できる書類（契約書、仕様書等の写し）

※業務実績調書と実績を確認する書類の内容は一致させてください。

(2) 入札参加申請方法

令和6年5月1日から令和6年5月20日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務課保健所・教育総合センター管理室に（1）の書類を各1部持参してください。

(3) 入札参加者の決定通知

令和6年5月23日までに入札参加申請者に通知します。入札参加決定通知後において入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

8. 入札に関する事項

(1) 入札の方法 持参入札とします。

入札書は、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に業者名を記入してください。

入札書に記入する金額は36ヶ月分の見積額を36で除した1ヶ月分（税抜き）の金額を記載して下さい。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった金額に110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 再度入札 再度入札は1回を限度とします。

(3) 入札の無効 つぎのいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類が同封されていない入札

ウ 委任状を持参しない代理人等による入札（年間を通じて委任されている者を除く。）

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

カ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

キ 入札金額を訂正した入札

ク 入札書に業務名のない、又は間違いのある入札

ケ 入札書の日付が入開札日でない入札

コ その他市長の定める入札条件に違反した入札

9. 落札者の決定方法に関する事項

奈良市契約規則第10条の規定により設定された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者と落札者とします。

10. その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとします。

(3) 上記に定めのないものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令並びに奈良市契約規則によるものとします。

(4) 入札に関する問い合わせ先

奈良市総務課保健所・教育総合センター管理室

電話：0742-34-2303